

これまでの各WG等での 主な指摘に対する整理表

本年5月に開催した経済・財政一体改革推進委員会で提出された資料「各WGにおける議論についての報告」において、各WG等での主な指摘と今後の検討方針を取りまとめた。

本資料では、各WG等での主な指摘についての、骨太方針2023における記載事項等を整理している。

2023年10月

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）

社会保障WG①

地域医療構想の実現、介護分野における給付と負担の見直し、医薬品の在り方等

これまでのWG等での主な指摘	骨太方針2023における記載事項等
<p>こども予算など新しい財政需要が強まっている中、工夫して社会保障を効率化していくことが大きな課題。</p>	<p>「第2章3「少子化対策・こども政策の抜本強化」に基づく対策を着実に推進し、現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現していくためには、医療・介護等の不断の改革により、ワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制することが極めて重要である」旨記載。</p>
<p>地域医療構想について、新型コロナ禍で明らかになった課題を勘案するとともに、法改正により、各医療機関に地域医療構想と統合的な対応を行う義務を課すことを検討すべき。</p> <p>これまで、相当な年数をかけて地域医療構想の実現と乖離がある状況であり、都道府県の権限とそれに見合った責任を制度的に強化・整備して取り組むことが必要。</p> <p>診療報酬についても、地域医療構想との連動を目指すべき。</p> <p>定量的な基準で病床機能報告を実施するよう見直すべき。</p> <p>地域医療構想調整会議での検討に資するようなデータの整備についても検討すべき。</p>	<p>「都道府県の責務の明確化等に関し必要な法制上の措置を含め地域医療構想を推進する」旨記載。</p>
<p>次期診療報酬・介護報酬改定を見据え、高齢者施設入所者に対する急性期医療の在り方等を議論すべき。</p>	<p>「次期診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定においては、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性、患者・利用者負担・保険料負担への影響を踏まえ、必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う」旨記載。</p>

地域医療構想の実現、介護分野における給付と負担の見直し、医薬品の在り方等

これまでのWG等での主な指摘	骨太方針2023における記載事項等
<p>介護の利用者負担の2割負担の範囲を医療とあわせるべき。利用者負担を増やさないことによって保険料が増加することを保険者にも示すべき。後期高齢者の窓口2割負担の導入が大きな混乱なく国民や医療現場に受け入れられたことも踏まえ、医療と統合的なものにすべき。</p> <p>1号保険料の乗率の在り方と保険料と公費の役割分担について結論を得る必要。</p> <p>実態として生活の場になっている老健等の多床室の室料負担について結論を得る必要。</p> <p>骨太の方針までに介護保険の給付と負担の見直しについて議論をまとめるべき。</p> <p>マイナンバーとの紐づけを待たず、高齢者の資産も負担能力に反映することを早急に進めるべき。</p> <p>要支援1・2への生活援助が地域支援事業に移行したことを踏まえ、要介護者についても、他の予算事業と組み合わせつつ、地域の中で見ていく方向性を確認すべき。</p>	<p>「介護保険料の上昇を抑えるため、利用者負担の一定以上所得の範囲の取扱いなどについて検討を行い、年末までに結論を得る。【脚注】「介護保険制度の見直しに関する意見」（令和4年12月20日社会保障審議会介護保険部会）では、利用者負担の一定以上所得の判断基準のほか、1号保険料の在り方や多床室の室料負担について、2024年度から始まる次期介護保険事業計画に向けて結論を得ることとされた」旨記載。</p>
<p>低所得の独居単身高齢者が公営住宅に多く入居している実態等を踏まえ、在宅医療・介護の提供体制の強化とともに、住宅政策との連携強化が必要。</p>	<p>「住宅セーフティネット制度等の住まい支援の強化を図るとともに、入居後の総合的な生活支援を含めて、住まい支援を必要とする者のニーズ等を踏まえ必要な制度的対応等を検討する」旨記載。</p>

地域医療構想の実現、介護分野における給付と負担の見直し、医薬品の在り方等

これまでのWG等での主な指摘	骨太方針2023における記載事項等
<p>リスクの小さい必要性の低い医薬品について、保険適用を外すなど、医薬品の給付の在り方を検討すべき。</p> <p>イノベーションの推進と国民皆保険の堅持のため、薬剤の定額自己負担や給付率の柔軟化を検討すべき。改革工程表に記載されているような薬剤自己負担を本格的に検討すべき。厚労省の検討会でも意見のあった、薄く広く負担増をすることを検討すべき。</p> <p>もともと日本の薬剤費GDP比は主要国の中で高い状況にあり、対応が必要。</p> <p>医薬産業の構造改革、医薬品流通市場の改善を進めるべき。</p> <p>フランスやスウェーデンのような薬剤の自己負担の在り方や、1剤ベース当たりで一定額を患者負担にするといったことも検討すべき。</p> <p>企業規模が小さすぎる等の課題を抱える日本の医薬品メーカーの国際競争力を強化するため、その支援の在り方を検討すべき。</p> <p>リフィル処方箋の運用状況についてモニターすべき。</p>	<p>「<u>リフィル処方</u>の活用を進める」、</p> <p>「保険収載時を始めとするイノベーションの適切な評価などの更なる薬価上の措置（中略）を推進する」、</p> <p>「医療上の必要性を踏まえた後発医薬品を始めとする医薬品の安定供給確保、後発医薬品の産業構造の見直し（中略）を図る」、</p> <p>「医療保険財政の中で、こうしたイノベーションを推進するため、長期収載品等の自己負担の在り方の見直し、検討を進める」、</p> <p>「<u>中長期的な薬剤費の在り方の議論も含めて、取組を進める必要がある</u>」旨記載。</p>
<p>タスクシフト／タスクシェアについて、職能縦割りではなく、医師、看護師、薬剤師、介護士等の職種の最適な役割分担を検討すべき。</p>	<p>「医療専門職のタスク・シフト/シェア（中略）を推進する」旨記載。</p>

地域医療構想の実現、介護分野における給付と負担の見直し、医薬品の在り方等

これまでのWG等での主な指摘	骨太方針2023における記載事項等
<p>かかりつけ医機能を発揮させるため、患者が信頼してかかりつけ医を選択できるよう、今後、具体的に検討するなかで、医療機能情報提供制度やかかりつけ医機能報告を実践的なものにするべき。</p>	<p>「かかりつけ医機能が発揮される制度整備の実効性を伴う着実な推進（中略）を図る」旨記載。</p>
<p>医療DXについて、医療サービスの提供者の視点に立った業務効率化だけではなく、国民・患者側の視点に立って適正化に結びつけていくべき。</p>	<p>「医療DX推進本部において策定した工程表に基づき、医療DXの推進に向けた取組について必要な支援を行いつつ政府を挙げて確実に実現する」旨記載。</p>

国地方WG（社会資本整備等）①

持続可能なインフラメンテナンスサイクルの構築について

これまでのWG等での主な指摘	骨太方針2023における記載事項等
<p>インフラを「個別」ではなく「群」として捉え、面的に維持管理を考えていくことが重要であり、地域において取組を進めていくための具体的な方法を検討する必要がある。</p>	<p>「各地域において広域的・戦略的なインフラマネジメントの取組が進むよう、具体的な手法の検討を進める」旨記載。</p>
<p><u>自治体における施設の集約・再編等の検討・実施が進むよう、単なる事例集に留まらない工夫</u>（内容の充実化）や、<u>手引き・ガイドラインの存在をしっかりと認識してもらうための工夫</u>が必要。</p> <p>やみくもに施設の集約・再編等を行えば良いというものではないが、<u>施設の経年数だけでなく、様々な環境（施設利用者や施設管理可能者の有無等）を踏まえた評価があっても良い</u>のではないか。</p>	<p>（骨太方針2023には記載していないが、改革工程表2023に向けて検討。）</p>
<p>地域の面的なインフラ群の管理を定着させていく上では、デジタルも活用し、<u>国土形成計画の「地域生活圏の形成」に資する取組としてうまく接続していく</u>ことが重要。</p>	<p>「今夏に策定する新たな「国土形成計画」に基づき、「新時代に地域力をつなぐ国土」の実現に向け、デジタルとリアルが融合した地域生活圏」の形成や交通とデジタルによるネットワークの強化を進め、デジタル田園都市国家構想を国土形成に展開する」旨記載。</p>

国地方WG（社会資本整備等）②

持続可能なインフラメンテナンスサイクルの構築について

これまでのWG等での主な指摘

規制の見直しに加え、テクノロジーマップ・技術カタログの整備・活用等により、特に地方自治体においてドローン等の活用を広げていくことが大きな課題。

インフラマネジメントにおいても不動産ID等の利活用が考えられる。

骨太方針2023における記載事項等

（骨太方針2023には記載していないが、デジタル臨時行政調査会を中心に、各省庁連携して取り組む。）

「不動産関係ベース・レジストリの整備・活用に関する地理空間情報活用推進会議における検討結果を踏まえた戦略的な不動産ID等による幅広い分野での新サービス創出等を推進」する旨記載。

国地方WG（地方行財政改革等）①

自治体DXの推進、地方創生臨時交付金について

これまでのWG等での主な指摘	骨太方針2023における記載事項等
<p>自治体の<u>基幹業務システムの統一・標準化やDX推進体制の構築について、早期に実現</u>できるよう取り組むとともに、<u>マイナンバーの活用も含め、迅速かつ効率的に自治体のデジタル基盤を整備</u>することが必要。また、デジタル化に併せて<u>業務フローそのものの見直しや業務効率化の効果検証、優良事例の横展開</u>なども必要。</p>	<p>「自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けて、「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に基づき、<u>2025年度末までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムへの移行の取組を推進する</u>」旨記載。</p>
<p>自治体における<u>デジタル人材</u>について、行政の観点からは事務と技術のバランスの取れた人材が求められるが、<u>研修等を通じて自治体間で共通のものを提供していく</u>ことが必要。また、外部人材の活用のほか、地域単位での取組や<u>内部での人材育成</u>が重要。</p>	<p>「総務省は、推進計画に基づき、<u>デジタル人材の確保・育成やデジタル技術の活用、住民との接点（「フロント」）の改革など、行財政の効率化等につながるデジタル化の取組を推進する</u>」旨記載。</p>
<p>臨時的に異例の措置として取られた<u>交付金</u>について、臨時交付金の用途拡大が進む中で、その<u>用途内容や成果を評価</u>するとともに、<u>牽制機能を働かす交付要件の検討が必要</u>。また、臨時交付金の用途内容を評価するだけでなく、その効果について、<u>KPIを設定するなどして検証</u>するとともに、責任論ではなく、<u>将来につなげるためにデータを整理し、分析</u>することが重要。</p>	<p>「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金について、<u>内容の見える化を徹底の上、その効果・効率性についての検証作業を将来の危機対応にかすことも見据えて行う</u>」旨記載。</p>

国地方WG（地方行財政改革等）②

自治体DXの推進、地方創生臨時交付金について

これまでのWG等での主な指摘

臨時交付金について、コロナの収束に伴って廃止していくべき。今回の対応を分析し、グッドプラクティスを残すとともに、次の危機が生じた場合に適切な制度的対応がとれるよう今回の評価分析データを活用した効果検証を次の政策立案につなげていくことが重要。

骨太方針2023における記載事項等

「新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金について、内容の見える化を徹底の上、その効果・効率性についての検証作業を将来の危機対応にかすことも見据えて行う」旨記載。

研究力の強化について

これまでのWG等での主な指摘	骨太方針2023における記載事項等
<p>研究力の分析では、（セクターを合わせる必要性や前提条件の違いを踏まえた実質化など）統計の比較可能性や解釈に留意しつつ、日本が健闘している面の明確化を含め、エビデンスに基づいた構造的把握に一層努めるべき。</p> <p>研究の質の向上や発信力強化等の戦略的観点から、国際的潮流であるオープンサイエンスなど論文生産と密接に関わる取組への対応は一層推進すべき。</p> <p>同時に、生成AI登場も相まって、今後の評価指標としては、論文指標に過度に依拠せず、研究の性格、国際競争力強化や社会貢献、日本ならではの特徴等も踏まえつつ、より実質的・多角的な在り方を模索すべき。</p>	<p>「オープンサイエンスや、戦略的な国際共同研究等を通じた国際頭脳循環を加速する」旨記載。</p> <p>「国としてのオープンアクセス方針等に基づく学術プラットフォームに対する交渉力の強化、論文投稿支援等の研究活動の国際的動向を踏まえた対応等」を加速する旨記載。</p> <p>（骨太方針2023には記載していないが、今後の評価指標については、第6期科学技術・イノベーション基本計画に基づき、有識者等の意見も踏まえ、その高度化と継続的なモニタリングを実施する。）</p>

研究力の強化について

これまでのWG等での主な指摘	骨太方針2023における記載事項等
<p>日本の大学での論文生産の分布は、独・英に比べ傾斜が強く、上位に続く層の薄さやロングテールが特徴。テール部分でも上位層並みの生産性があるケースではスター研究者に依存した研究資源分散の面や、上位層への研究投資集中による研究者の流動性低下の可能性もある。若手のキャリアパス形成への貢献を含む上位層による日本全体の牽引や、少子化や社会ニーズに対応した研究資源の配分等も必要ではないか。</p>	<p>「イノベーションの持続的な創出に向け、国際的な競争的環境下で、<u>多様で厚みのある研究大学群を形成しつつ、世界最高水準の研究大学を実現する。我が国全体の研究力向上を牽引する国際卓越研究大学（中略）と経営リソースの拡張・戦略的活用や研究者等のキャリア形成面を含め相乗的・相補的に連携した車の両輪として、地域の中核・特色ある研究大学の多様なミッションの実現に向けた抜本的な機能強化を図る</u>」、</p> <p>「研究の質や生産性の向上を目指し、<u>国際性向上や人材の円滑な移動の促進、大型研究施設の官民共同の仕組み（中略）、情報インフラの活用を含む研究DXの推進（中略）等</u>を図る」、</p> <p>「<u>進学者のニーズ等も踏まえた成長分野への学部再編等や先端技術に対応した高専教育の高度化、文理横断的な大学入学者選抜・SSH等による学びの転換の促進、産学官連携によるキャンパスの共創拠点化等、未来を支える高度専門人材を育む大学、高等専門学校、専門学校等の機能強化を図る</u>」旨記載。</p>

研究力の強化について

これまでのWG等での主な指摘

研究環境の改善について、**長期的な研究資金と、研究専念及び相互触発が可能な環境とを若手等に一体的に提供**する創発的研究支援事業は画期的。それだけに、特徴的な仕組み（長期的なマネジメント、研究エフォート確保のためのバイアウト先行導入等）を含めた効果検証をステージゲート審査等で着実にを行い、支援の効果を示しながら更に推進していくことが重要。

大学に環境整備の説明責任を求める上で、**自助努力を発揮できる仕組み**（リーダーシップを適切にとれるガバナンス体制強化、外部資金獲得に向けた規制緩和等）を国が整えていくことも重要。

評価疲れに関する調査も**調査疲れにならないよう設計を精査**すべき。

骨太方針2023における記載事項等

「破壊的イノベーションの創出に向け、林立・複雑化した研究資金を不断に見直しつつ、基礎研究や、初期の失敗を許容し長期に成果を求める研究開発助成制度を、ステージゲート等の評価を着実にを行いながら、更に充実・推進する」、

「教育・研究・ガバナンスの一体的改革を推進し、改革インセンティブとなる大学へのメリハリある重点配分と不断の検証や大学運営業務の合理化等を通じ、若手研究者やテニュアトラックの増加等につなげる」、

「国際卓越研究大学の選定を着実に進めるとともに、戦略的な自律経営が可能となるよう必要な規制改革等を早期に実行する」旨記載。